

平成28年度第2回電気通信主任技術者試験の公示

電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）第15条に基づき、平成28年度第2回電気通信主任技術者試験の実施の期日、場所、その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり、公示します。

平成28年8月1日

一般財団法人 日本データ通信協会
理事長 酒井善則

1 試験実施日

平成29年1月22日（日曜日）

2 試験実施地及び試験会場

- 試験実施地 札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、新潟、金沢、長野、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、熊本、西原町（沖縄）の各地区で行う予定です。
- 試験会場 受験票により通知します。

3 試験申請の受付期間及び受付時間

- 受付期間
ア 申請書による申請は、平成28年10月1日（土）から11月8日（火）までです。
ただし、実務経歴による試験科目の免除申請を伴う試験申請は10月1日（土）から10月20日（木）までです。
（以前に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、11月8日（火）の締切りとなります。）
イ インターネットによる申請は、平成28年10月1日（土）から11月8日（火）までです。
なお、インターネット申請の試験手数料払込期限は、平成28年11月9日（水）までです。
- 受付時間
ア （一財）日本データ通信協会各事務所の窓口における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。
イ インターネットによる受付時間は、上記(1)イの受付期間の終日とします。

4 試験申請の手続き及び試験手数料の払込方法

- 申請書による申請の場合
電気通信主任技術者試験申請書兼試験手数料払込取扱票用紙に必要事項を記入して、郵便局の窓口で試験手数料を払い込んだ後、下記(3)の（一財）日本データ通信協会電気通信国家試験センターへ申請書を郵送してください。試験手数料については、（一財）日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取り扱いします。なお、全ての試験科目についての試験免除の申請（以下「全科目免除」という。）及び実務経歴による試験科目の免除を伴う試験申請は、申請書による申請に限ります。
- インターネットによる申請の場合
インターネットによる申請方法はホームページ（<http://www.shiken.dekyo.or.jp>）を参照の上、手続きを行ってください。試験手数料の払込方法につきましては以下①～④にてお取り扱いします。
① 銀行を選択した場合は、指定された（一財）日本データ通信協会の銀行口座に全国銀行協会加盟の銀行の窓口又はATMで払込みをお願いします。
② コンビニエンスストアを選択した場合は、スマートピットカードのカード番号を入力し、コンビニエンスストア（ローソン、ファミリーマート、スリーエフ、ミニストップ、サークルK、サンクスの各店舗に限ります。）で払込みをお願いします。
③ 郵便局を選択した場合は、郵便局備え置き的一般用の払込取扱票用紙に必要事項を記入し、（一財）日本データ通信協会の振替口座に郵便局の窓口で払込みをお願いします。
④ 試験手数料については、（一財）日本データ通信協会各事務所の窓口でもお取り扱いします。
なお、全科目免除及び実務経歴による試験科目の免除を申請する場合は、インターネットによる申請の受付は行いません。ただし、以前に経歴証明書を提出し、科目免除を認められた場合で同一種別の試験を申請するときは、インターネットによる申請の受付を行います。
- 証明書類の提出 科目免除申請をする場合に必要な証明書類は、次の事務所に提出（郵送可）してください。提出期限は、受付締切日までです。

提出先事務所	所在地	電話番号
（一財）日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556

5 申請書類の頒布

試験申請書その他必要書類は、下記の（一財）日本データ通信協会各事務所の窓口又は郵送等（送料申請者負担）で無料頒布します。

6 試験種別

- 伝送交換主任技術者試験
- 線路主任技術者試験

7 試験科目及び出題方式

- 試験科目
ア 法規 イ 伝送交換設備及び設備管理（伝送交換主任技術者試験の受験者に限ります。） ウ 線路設備及び設備管理（線路主任技術者試験の受験者に限ります。）
エ 専門的能力 オ 電気通信システム
- 出題方式
択一方式（マークシート方式）

8 科目免除

科目合格者、一定の資格又は実務経歴等を有する者及び認定学校等の単位修得者は、申請により試験が免除される試験科目があります。全科目免除申請については、上記4、5、6及び9によるほか「別記」1、2、3、4のとおりとします。

9 試験手数料

試験の種類	試験科目数 / 試験手数料				
電気通信主任技術者	全科目（4科目）試験	3科目試験	2科目試験	1科目試験	全科目免除
	18,700円	18,000円	17,300円	16,600円	9,500円

平成25年2月1日 改定

10 試験結果の通知

試験結果は、（一財）日本データ通信協会が試験結果通知書により受験者全員に通知します。
また、（一財）日本データ通信協会電気通信国家試験センターのホームページ（<http://www.shiken.dekyo.or.jp/>）でも可否の検索ができます。

11 問い合わせ先

申請の手続き及び受験に関する問い合わせは、試験実施地（受験希望地）を受け持つ下記の各事務所で受付を行います。

試験実施地	事務所	所在地	電話番号
札幌 仙台 さいたま 東京 横浜 新金長	(一財)日本データ通信協会 電気通信国家試験センター	〒170-8585 東京都豊島区巣鴨2丁目11番1号 巣鴨室町ビル6階	03-5907-6556
名古屋	(一財)日本データ通信協会 東海支部	〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁3丁目12番13号 中産連ビル新館5階	052-939-1274
大広 福熊 西原町(那覇)	(一財)日本データ通信協会 近畿支部	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋7番3号 郵政福祉内本町ビル2階	06-6946-1046
松山	(一財)日本データ通信協会 (注)四国支部	〒790-0814 愛媛県松山市味酒町1丁目10-2 ゴールドビル味酒 4階	089-946-4160

注 四国支部は平成28年10月末廃止、同年11月1日から四国管内は近畿支部が担当致します。

「別記」

1 全科目免除申請の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成28年度第2回電気通信主任技術者試験の申請受付期間中のほか、同期間前においても行うことができるものとします。

なお、当該申請受付期間経過後においては、平成29年度第1回電気通信主任技術者試験の全科目免除申請を行うことができるものとします。

(2) 受付時間

(一財)日本データ通信協会事務所の窓口における受付時間は、平日の午前9時から午後5時までです。

2 試験結果の通知

全科目免除申請を受け付けたときは、原則として、申請を受け付けた日の属する月の翌月の末日までに、試験免除の可否の結果を次の区別により(一財)日本データ通信協会から申請者全員に通知します。

(1) 全部の試験科目について試験を免除する場合

ア 試験を免除する旨の通知書（以下「試験免除通知書」という。）により申請者に通知します。

イ 「試験免除通知書」については、これにより試験結果の通知を行ったものとし、試験合格とします。

(2) 上記(1)以外の場合

全部又は一部の試験科目について試験を免除しない旨の通知書（以下「要試験通知書」という。）により申請者に通知します。

3 試験免除通知書を受けた場合の手続き

(1) 「試験免除通知書」で試験合格となった場合の試験合格日については、「試験免除通知書」に記載されています。

(2) 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請先は、「試験免除通知書」の「資格者証交付申請のご案内」に記載されていますので、総務省の各地方総合通信局又は沖縄総合通信事務所まで手続きしてください。

(3) 電気通信主任技術者資格者証の交付の申請期限は、「試験免除通知書」に記載されていますので、交付申請期限までに申請して下さい。

電気通信主任技術者資格者証交付申請書に記入する受験番号は、「試験免除通知書」に記載して通知します。

4 要試験通知書を受けた場合の手続き

(1) 「要試験通知書」により全部又は一部の試験科目について、試験を免除されないこととなった場合は、その後、試験申請の受付が行われる試験申請受付期間に対応する試験実施日に試験を受けることになります。この場合の試験手数料は、要試験となった試験科目数の該当試験手数料から全科目免除手数料の9,500円を差し引いた額となります。

なお、指定された期日までに試験手数料が払込みされない場合は受験票が送付されず受験が出来ません。指定日までに払込みをお願いします。

(2) 受験希望地の指定

全科目免除申請をする際には、「要試験通知書」により受験することとなった場合の試験の受験希望地を本公示の「試験実施地」の中からあらかじめ指定してください。試験実施地については、「要試験通知書」の通知後に受験票により通知します。

なお、平成28年度第2回の試験実施地が変更になる場合がありますので、その時はその旨通知します。

(3) 受験する試験の内容

「要試験通知書」により受験することとなった試験の内容について、すでに公示されている試験を受験する場合は、それによるものとし、それ以外の場合は次回以降の公示によるものとします。

(4) 電気通信主任技術者規則第10条（科目合格者に対する試験の免除）の要件を満たさなくなる場合は、試験科目の試験免除を受けることはできません。